

2 地区選出各種委員

2-1 自治会長

自治会から選出

(1) 役割

自治会長には、自治会の代表者として組織をまとめていただくとともに、自治会の意見や要望を市に伝える窓口として、市との連絡調整や円滑な連携を図っていただく役割があります。

具体的な活動内容は自治会ごとに異なりますので、これまでの取り組みを踏まえ、各自治会の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

各自治会1人

(3) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、再任を妨げません。任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) 活動費

月額15,000円（年額180,000円）

市との連絡調整にかかる活動費として、『自治会長地域連絡事務交付金』を年2回（9月末、3月末）に分けて個人口座へ振り込みます。（支払額の3.063%を源泉徴収させていただきます。）

(5) 市から自治会長へお願いする主な活動

- ① 市役所からの文書、通知などへの対応
 - ア 運営交付金の算出根拠となる自治会加入世帯数の報告（4月）
 - イ 翌年度の自治会公会堂などの整備計画書の提出（9月）
 - ウ 新年度の自治会役員届の提出（2月）
 - エ 運営交付金に係る事業実績報告書及び精算書の提出（翌年度4月）
- ② 「広報ふくろい」、「自治会宛文書」などの配付
- ③ 自治会から市への要望事項の取りまとめ及び現場立会い
- ④ 環境美化運動、河川愛護活動などの取りまとめ
- ⑤ 防犯、防災活動

(6) 市から自治会長へ出席をお願いする主な会議

自治会長・自治会連合会長会議（4月11日）

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-2 自主防災隊長

自主防災隊から選出

(1) 役割

地域の安全点検や防災資機材の整備、危険が予想される場所や避難が困難な要配慮者の把握、防災訓練の計画・実施など、住民の防災意識を高める取り組みを行っていただきます。

また、災害時には、自主防災隊を指揮・指導し、地域住民とともに共助による被害の軽減につながる行動をしていただきます。

具体的な活動内容は自主防災隊ごとに異なりますので、これまでの取り組みを踏まえ、各自主防災隊の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

各自主防災隊1人

(3) 任期

特に定めはありませんが、自主防災隊の防災力向上と体制維持のため、できるだけ複数年務めていただくようお願いします。

(4) 謝礼

なし

(5) 市から自主防災隊長へお願いする主な活動

① 自主防災隊の活動目標・活動計画の策定

② 市総合防災訓練（8月30日）の企画・実施

※ 令和8年度は、県総合防災訓練（11月15日）を実施するため、市地域防災訓練（12月6日）の市内一斉訓練は行いません。

③ 自主防災台帳の作成・更新

④ 防災資機材の整備・定期点検

⑤ 地域の安全点検や防災マップの作成

⑥ 避難所運営マニュアルの作成

⑦ 自力で避難が困難な方（災害時要配慮者）の避難支援対策

⑧ 住宅耐震及び家具など転倒防止の啓発

(6) 市から自主防災隊長へ出席をお願いする主な会議

① 自主（連合）防災隊長会議（4月18日）

② 市総合防災訓練説明会（7月4日）

③ 防災講演会（年1回程度）

④ 地域防災対策会議（年3～4回程度）

危機管理課災害対策係

☎86-3701 ✉bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-3 防災委員

自主防災隊から選出

(1) 役割

自主防災隊長を中心に行われる自主防災隊の活動をより良いものとするためのサポートに努めていただくとともに、住民の防災意識の向上を高める活動に取り組んでいただきます。

また、災害発生時には、自主防災隊長の指示のもと率先して対応にあたり、地域住民とともに共助による被害の軽減につながる行動をしていただきます。

具体的な活動内容は自主防災隊ごとに異なりますので、これまでの取り組みを踏まえ、各自主防災隊の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

原則、各自主防災隊3人

防災委員は、自主防災隊長を補佐し、地域の防災活動の充実に努めていただきます。選任にあたっては、地域の実情に詳しい人や防災研修会などに参加できる人、防災に関心のある人などの選出にご配慮ください。

また、防災対策には女性の視点も重要であるため、女性を複数人選出するよう努めてください。

(3) 任期

地域の実情により異なりますが、自主防災隊の防災力向上と体制維持のため、概ね3年程度務めていただくようお願いいたします。

(4) 謝礼

なし

(5) 市から防災委員へお願いする主な活動

① 自主防災隊長の活動の補助

② 市総合防災訓練（8月30日）への参画・参加

※ 令和8年度は、県総合防災訓練（11月15日）を実施するため、市地域防災訓練（12月6日）の市内一斉訓練は行いません。

③ 自主防災活動への積極的参加

④ 地域住民への基本的な防災に関する知識・技術の伝達

(6) 市から防災委員へ出席をお願いする主な会議

防災講演会（年1回程度）

危機管理課災害対策係

☎86-3701 ✉bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-4 環境美化推進員

自治会から選出

(1) 役割

自治会内における環境美化やごみの減量化、再資源化の推進について、自治会長と連携を図りながら、分別収集の周知などの取り組みを通じて、地域住民の環境意識の向上に努めていただきます。

具体的な活動内容は自治会ごとに異なりますので、これまでの取り組みを踏まえ、各自治会の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

各自治会1人

(3) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、再任を妨げません。任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) 謝礼

なし

(5) 市から環境美化推進員へお願いする主な活動

- ① 自治会内における廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化の推進
- ② 自治会内における廃棄物の排出マナーに関する啓発及び指導
- ③ 自治会内における不法投棄の監視、不法投棄情報の市への通報
- ④ 市が実施する説明会などへの参加
- ⑤ その他環境保全対策の推進

(6) 市から環境美化推進員へ出席をお願いする主な会議

環境美化指導員・推進員合同講習会（4月12日）

環境・リサイクル推進課環境衛生係

☎44-3115 ✉kankyous@city.fukuoi.shizuoka.jp

2-5 自治会連合会長

自治会連合会から選出

(1) 役割

市内には、156の自治会があり、概ね小学校ごとに自治会をまとめた自治会連合会が24あります。

自治会連合会長には、自治会連合会の代表として組織をまとめていただくとともに、地区内の自治会の意見や要望を市へ伝える窓口として、市との連絡調整や円滑な連携を図っていただく役割があります。

具体的な活動内容は自治会連合会ごとに異なりますので、これまでの取り組みを踏まえ、各自治会連合会の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

各自治会連合会1人

(3) 任期

4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし、再任を妨げません。任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) 活動費

月額25,000円（年額300,000円）

市との連絡調整にかかる活動費として、『自治会連合会長地域連絡事務交付金』を年2回（9月末、3月末）に分けて個人口座へ振り込みます。（支払額の3.063%を源泉徴収させていただきます。）

(5) 市から自治会連合会長へお願いする主な活動

- ① 地区内の自治会間の連絡調整
- ② 市への意見提言

(6) 市から自治会連合会長へ出席をお願いする主な会議

- ① 自治会長・自治会連合会長会議（4月11日）
- ② 自治会連合会長会議（年8回）
- ③ 袋井市自治会連合会の会員として、各種協議会などへの出席

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-6 自主連合防災隊長

自主連合防災隊から選出

(1) 役割

市内には、153の自主防災隊があり、自治会連合会ごとに自主防災隊をまとめた自主連合防災隊があります。

自主連合防災隊長には、自主連合防災隊の代表として組織を取りまとめていただくとともに、地域の特性に合わせた防災活動を推進し、地区内の防災力向上を図っていただく役割があります。

具体的な活動内容は自主連合防災隊ごとに異なりますので、これまでの取り組みを踏まえ、各自主連合防災隊の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

各自主連合防災隊1人

(3) 任期

特に定めなし

(4) 謝礼

なし

(5) 市から自主連合防災隊長へお願いする主な活動

- ① 地区内の自主防災隊間の連携強化と防災情報の共有化
- ② 関係防災団体などと自主防災隊との連携調整、連携促進
- ③ 効果的な市総合防災訓練（8月30日）の実施

※ 令和8年度は、県総合防災訓練（11月15日）を実施するため、市地域防災訓練（12月6日）の市内一斉訓練は行いません。

- ④ 災害時における地区内の災害応急対策の統括業務と市災害対策支部との連携
- ⑤ 市の防災施策の広報や推進、普及協力

(6) 市から自主連合防災隊長へ出席をお願いする主な会議

- ① 自主（連合）防災隊長会議（4月18日）
- ② 市総合防災訓練説明会（7月4日）
- ③ 県総合防災訓練説明会（1回目：7月下旬、2回目：10月上旬）
- ④ 防災講演会（年1回程度）

危機管理課災害対策係

☎86-3701 ✉bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-7 地域防災指導員

自主連合防災隊から選出

(1) 役割

自主連合防災隊長を中心に行われる自主連合防災隊の活動をより良いものとするためのサポートに努めていただくとともに、地域の特性や実情に合わせた防災活動に取り組んでいただきます。

また、防災活動に関する知識や経験を生かした助言などを通じて、地域の防災力の向上につなげていただきます。

具体的な活動内容は自主連合防災隊ごとに異なりますので、これまでの地域の取り組みを踏まえ、各自主連合防災隊の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

原則、各自主連合防災隊1人

地域防災指導員は、自主連合防災隊長を補佐し、地域の防災活動の充実に努めていただきます。選任にあたっては、消防署員や警察署員、自衛隊員、消防団員、自主防災隊長、防災委員の経験がある方など、地域防災活動に関する知識や経験を有する方を選出してください。

(3) 任期

原則2年以上で、再任を妨げません。

(4) 謝礼

なし

(5) 市から地域防災指導員へお願いする主な活動

- ① 自主連合防災隊長の活動の補助
- ② 地区内の自主防災隊間の連携強化と防災情報の共有化
- ③ 関係防災団体などと自主防災隊との連携調整、連携促進
- ④ 効果的な市総合防災訓練（8月30日）の企画・実施
※ 令和8年度は、県総合防災訓練（11月15日）を実施するため、市地域防災訓練（12月6日）の市内一斉訓練は行いません。
- ⑤ 市または県の施策の広報や推進、普及協力
- ⑥ 南海トラフ地震の被害想定 of 解説・周知
- ⑦ 任期が概ね1年の自主防災隊長に対して、地域防災活動の経験を踏まえた助言などを行う

(6) 市から地域防災指導員へ出席をお願いする主な会議

- ① 自主（連合）防災隊長会議（4月18日）
- ② 市総合防災訓練説明会（7月4日）
- ③ 防災講演会（年1回程度）

危機管理課災害対策係

☎86-3701 ✉bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-8 環境美化指導員

自治会連合会から選出

(1) 役割

地区内における環境美化やごみの減量化、再資源化への取り組みを推進するとともに、各自治会の環境美化推進員への助言などを通じて、地域全体の環境意識の向上に努めていただきます。

具体的な活動内容は自治会連合会ごとに異なりますので、これまでの取り組みを踏まえ、各自治会連合会の実情に合わせた活動を進めてください。

(2) 選出範囲・人数

各自治会連合会1人

(3) 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とし、再任を妨げません。任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) 謝礼

なし

(5) 市から環境美化指導員へお願いする主な活動

- ① 地区内における廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化の推進
- ② 地区内における廃棄物の排出マナーに関する啓発及び指導
- ③ 地区内における不法投棄の監視、不法投棄情報の市への通報
- ④ 市が実施する説明会などへの参加
- ⑤ 環境美化推進員への指導および助言
- ⑥ その他環境保全対策の推進

(6) 市から環境美化指導員へ出席をお願いする主な会議

環境美化指導員・推進員合同講習会（4月12日）

環境・リサイクル推進課環境衛生係

☎44-3115 ✉kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-9 袋井市交通安全会連合会会員

(1) 役割

袋井市交通安全会連合会は、地区交通安全会から選出された会員で構成される組織であり、会員は各地区の交通安全活動の代表として、市全体で取り組む活動を進めていただきます。

また、年4回の交通安全運動期間の街頭指導をはじめ、各種イベントでの啓発活動を行うとともに、関係機関との調整や連絡窓口の役割を担っていただきます。

(2) 選出範囲・人数

各地区交通安全会から4人選出

※ 地区交通安全会は、コミュニティセンター単位で組織され、各自治会から選出された交通安全担当者で構成されています。

※ 各地区交通安全会の会長は、袋井市交通安全会連合会の理事となり、理事会への出席をはじめ、各地区交通安全会との連絡調整を行います。

※ 選任にあたっては、自治会及び自治会連合会のご協力をお願いします。

(3) 任期

2年（各地区交通安全会の規約などによって期間が異なります）

(4) 謝礼

なし

(5) 市から交通安全会連合会会員へお願いする主な活動

- ① 年4回の交通安全運動期間中における街頭指導
（令和8年度は、4/8、7/10、9/18、12/15）
- ② 各種イベントでの交通安全啓発活動
- ③ 花火大会やマラソン大会などの各種イベントにおける交通整理
- ④ のぼり旗などの管理（掲出・点検）

(6) 市から交通安全会連合会会員へ出席をお願いする主な会議

- ① 袋井市交通安全会連合会総会（4月18日）
- ② 袋井市交通安全会連合会理事会（年5回、各地区会長のみ）
- ③ 専門部会、研修会などへの出席

協働まちづくり課交通政策係

☎44-3125 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-10 民生委員児童委員（袋井市民生委員児童委員協議会）**(1) 役割**

主に担当地区の福祉に関する困りごとを抱える住民を把握し、関係機関へつなぐ「福祉のつなぎ役」として、地域のよき相談相手となります。

また、地域福祉活動の推進、関係行政機関や袋井市社会福祉協議会との協力活動を行います。

(2) 選出方法・人数

153人（120～280世帯ごとに1人、うち主任児童委員11人）

自治会からの選出・推薦をもとに、袋井市民生委員推薦委員会が県へ候補者を推薦し、県知事の推薦を経て、厚生労働大臣が委嘱します。

民生委員の選任にあたっては、自治会及び自治会連合会のご協力をお願いします。

(3) 任期

3年（今期：令和7年12月1日から令和10年11月30日まで）

(4) 謝礼

なし（ただし実費弁償費の支給があります）

しあわせ推進課社会福祉係

☎44-3121 ✉shiwase@city.fukuroi.shizuoka.jp

詳しくは、二次元コードを
読み取ってご覧ください。

袋井市

静岡県

